

令和6年度指定管理鳥獣対策事業（効果的捕獲促進）業務仕様書

1 業務名：令和6年度指定管理鳥獣対策事業（効果的捕獲促進）

2 履行期限：契約締結の日から令和7年2月28日

3 目的

現在、県内では有害鳥獣捕獲や狩猟により、年間46,000頭を捕獲目標に設定し、ニホンジカの捕獲強化に取り組んでいる。しかし、捕獲数は毎年4万頭前後で推移しており、更なる捕獲強化が課題となっている。捕獲強化を推進するためには、里山周辺のわなによる捕獲に加え、山中、特に奥山での捕獲も必要となっている。

一方、県内の狩猟者は高齢化が進んでおり、銃器による捕獲が難しくなりつつある。令和3年度の本事業では、そのような課題を解決する方法を検討するため、従来から行われている銃器による巻狩りにおいて、ドローンを活用した捕獲実証を行った。その結果、従来の手法では重労働となっていた猟犬や人による勢子役を、ドローンが代替することにより勢子役の労力が軽減され、奥山での銃器による効率的・効果的な捕獲を実施できる可能性が示唆された。また、令和4年度の本事業では、ドローンの活用に適した山の地形的条件等を整理し、効率的にドローンを活用することにより巻狩りの実施時間を短縮することも実証された。さらに、県下での銃器による有害鳥獣捕獲活動にドローンを活用するために必要な手順書を整備した。令和5年度の本事業では、赤外線ドローンを活用し、巻狩りにおいては、冬期がもっとも適していた。また、音声による追い立てにおいては、ドローンの追い立てたい方向に対象鳥獣を追い立てることが困難な場合があった。忍び猟では、対象鳥獣の位置情報を射手に伝え対象鳥獣の近くまではいくものの猟場状況により獲物を目視確認できない場合があった。

今年度の本事業では、過去3年間で実証したドローン活用の成果に加えて、さらに多角的にドローンを活用した捕獲活動等を推進することを目的とする。本事業における検証は、冬期に赤外線カメラを搭載した大型ドローン（以下、赤外線ドローン）を活用し携帯電話のライン機能等を活用し獲物の位置情報等を共有し、猟犬を使って効率的かつ効果的な捕獲の可能性について調査及び誘引捕獲調査（1カ所）は、誘因餌による誘引効果の検証及び爆音機による爆音後の寄りつき試験を行い効果的な手法を検証する。

4 対象鳥獣

ニホンジカ及びイノシシ

5 事業実施区域

佐用郡佐用町内

6 事業内容

(1) 事業実施区域の選定と地元調整

事業実施区域の選定に当たり、佐用郡佐用町内において、対象鳥獣の目撃状況や被害の程度等を町役場や地元からヒアリングをした上で、事業実施区域を 11 箇所（内訳：巻狩り 8、忍び猟 2、誘引 1）選定し、事業の実施に必要な関係機関等との調整を行う。

なお、区域の選定基準は次のとおりとし、受注者と兵庫県が協議の上、決定する。

【事業実施区域の選定基準】

ア ドローンを飛行させることが可能な空域であること。

イ 警察や消防及び周辺住民の理解と協力が得られること。

ウ 実施区域の地形、年間の気象情報及び対象鳥獣の生息状況に関する知識がある者の協力を得られること。

また、上記ア～ウの基準を満たす区域において、以下の条件を満たす区域を選定すること。

① 平素から銃器及び猟犬を使用した有害鳥獣捕獲活動を実施している区域

② 周辺環境や季節等により、有害鳥獣捕獲活動が困難な区域

(2) 事業実施区域の事前調査

上記(1)の①及び②の条件を満たすそれぞれの区域において、赤外線ドローンを安全に飛行させるために必要な事前調査を実施する。調査では、赤外線ドローンの発着場の選定、危険箇所の確認及びその他の支障等がないかを調査する。

(3) 赤外線ドローンを活用した捕獲計画の策定

上記(2)で調査した結果を踏まえ、赤外線ドローンを活用した巻狩り及び忍び猟を実施するための捕獲計画を策定する。捕獲計画の策定においては、上記(1)のウに該当する者及びドローン操縦に係る航空局技能認証基準を満たす知識を有する者から助言等を受けて策定する。

(4) 赤外線ドローンによる生息状況調査と捕獲の実施

① 巻き狩り

上記(1)で選定した区域において、捕獲当日に赤外線ドローンによる生息状況調査を実施する。調査結果は、捕獲を実施する地元猟友会に提供し、地元猟友会が巻き狩りによる銃猟を実施する。

巻き狩りは、旧町単位で 2 区域/日、同日に 2 旧町での同時実施を想定し、2 日間実施する。なお、赤外線ドローンによるシカ・イノシシの追い立ては行わず、猟犬を用いた従来の捕獲手法を採用する。

② 忍び猟

上記(1)で選定した区域において、地元猟友会が忍び猟による銃猟を実施する。捕獲実施中、赤外線ドローンを飛行させ、シカ・イノシシの位置情報をスマートフォンのアプリ等を用いて射手に共有する。射手は、送信される位置情報を参考に、捕獲を実施すること。捕獲実施後は、赤外線ドローンによる生息状況調査を再度行う。忍び猟は2区域/日、1日実施する。

③ 安全管理上の措置

捕獲の実施前に、請負者は、実施区域周辺に安全管理上の注意喚起看板設置や周辺自治会に対する説明等を実施する。

(5) 誘引捕獲調査（誘引狙撃を想定した誘引試験・シカの反応試験の実施）

誘引狙撃による捕獲の有効性を検討するため、誘引餌による誘引効果の検証及び爆音機による爆音後のシカの寄りつき試験を行う。誘引餌は、ヘイキューブ及びオーツヘイを想定する。誘引試験は1か月程度行い、その間、ICT等を利用した自動撮影カメラ（受注者は、兵庫県森林動物研究センターが所有するハイクカメラ等を借用し実施。ハイクカメラの通信費は、受注者負担とする。）で誘引状況をモニタリングする。また、誘引効果が見られ始めたタイミングで爆音機（受注者は、爆音機をリースして使用する。）を設置し、爆音に対するシカ等の反応試験を行う。これらの調査結果を分析し、誘引狙撃を行う場合の効果的な手法を検討する。なお、誘引試験を行う区域は、受注者と協議のうえ決定する。

(6) 事業実施結果の検証

冬期に赤外線カメラを搭載した大型ドローン（以下「赤外線ドローンという。」）を活用し携帯電話のライン機能等を活用し獲物の位置情報等を共有し、猟犬を使って効率的かつ効果的な捕獲の可能性について調査及び誘引捕獲調査（1カ所）は、誘引餌による誘引効果の検証及び爆音機による爆音後の寄りつき試験を行い効果的な手法の課題等を調査検証する。

(7) 調査報告会の実施

佐用町・猟友会員等を対象に上記(4)及び(5)の実施結果をまとめた調査報告会を開催し、ドローンを活用した狩猟活動の実現性と誘引効果の検証及び爆音機による爆音後の寄りつきについて調査報告会を開催する。

7 許可関係

必要に応じて捕獲作業及びドローンの飛行に必要な各種許可申請等を行うこと。

8 捕獲個体の処理

捕獲個体の処理方法は、佐用町が交付する有害捕獲許可証に従って行うこと。

9 打合せ協議

実施計画書作成前及び成果品提出前に、打合せ協議を行うこと。

なお、当該業務に係る協議や打合せ等については、内容を取りまとめた打合せ簿により提出すること。

10 成果品

実証結果及び今後の課題等を記載した事業実施結果について取りまとめ、電子データ及びチューブファイル等に製本したものを1部提出すること。

11 その他

本業務については、本仕様書及び設計図書の内容に従い実施するほか、業務実施中における業務内容等の変更について指示がある場合は、その指示に基づき行うこと。